

## 豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領別表運用基準

(目的)

第1条 この基準は、豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領別表（以下、「別表」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(別表第3項関係)

第2条 別表第3項第3号における「契約の目的を達成することができない」とは、履行を遅延し、かつ、本市に実質的な損害を与えた場合等が該当するものとする。

(別表第4項及び第5項関係)

第3条 別表第4項及び第5項の措置要件に該当した場合における指名停止の期間は、別紙の基準によるものとする。

(別表第8項関係)

第4条 別表第8項の措置要件に該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。

(別表第10項及び第11項関係)

第5条 別表第10項及び第11項に規定する「その他の業務に関連する法令」とは、①建築基準法、②労働基準法、③労働安全衛生法、④道路交通法、⑤道路運送車両法、⑥測量法、⑦廃棄物の処理及び清掃に関する法律、⑧食品衛生法、⑨騒音規制法、⑩河川法、⑪砂利採取法、⑫都市計画法、⑬大気汚染防止法等が該当するものとする。

(別表第11項関係)

第6条 別表第11項に規定する「行政処分」とは、許可行政庁等が許認可権限を規定した法令等に基づいて行う①許可取消処分、②営業停止処分、③法令違反又は不適正な事実の是正を命ずる指示処分等が該当するものとする。

(別表第11項関係)

第7条 別表第11項に規定する建設業法に違反する行為とは、①技術者の不設置、②施工体制台帳の不作成、③経営審査事項の虚偽申請、④一括下請負違反、⑤無許可業者との下請契約締結等が該当するものとする。

(別表第12項関係)

第8条 別表第12項に規定する「業務に関し」とは、個人の私生活上の行為はこれに該当しないものとする。

(別表第12項関係)

第9条 別表第12項に規定する「不正又は不誠実な行為」とは、①落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げる行為、②監督又は検査の実施に当たり本市職員の職務の執行を妨げる行為、③落札したにもかかわらず契約を締結しない行為、④徴せられた損害金を納期限までに納入しない行為、⑤別表各項の措置要件に該当する事実を何度も繰り返す行為等が該当するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和4年9月1日から施行する。

指名停止措置要領に基づく標準停止期間

1)市発注工事での公衆損害事故

安全管理の状況		負傷等の程度																									
著しく義務を怠った	4	微傷	0	軽傷1名	3	軽傷2名	4	軽傷3名以上	5	中傷1名	5	中傷2名	6	中傷3名以上	7	重傷1名	7	重傷2名	8	重傷3名以上	9	死亡1名	9	死亡2名	11	死亡3名以上	13
		4		4		7		8		9		9		10		11		11		12		13		13		15	
措置が不適切	3	微傷	0	軽傷1名	3	軽傷2名	4	軽傷3名以上	5	中傷1名	5	中傷2名	6	中傷3名以上	7	重傷1名	7	重傷2名	8	重傷3名以上	9	死亡1名	9	死亡2名	11	死亡3名以上	13
		3		3		6		7		8		9		10		10		11		12		12		14		16	
措置がやや不適切	2	微傷	0	軽傷1名	3	軽傷2名	4	軽傷3名以上	5	中傷1名	5	中傷2名	6	中傷3名以上	7	重傷1名	7	重傷2名	8	重傷3名以上	9	死亡1名	9	死亡2名	11	死亡3名以上	13
		2		2		5		6		7		7		8		9		9		10		11		11		13	

指名停止措置要領に基づく標準停止期間

点数	措置	点数	措置
17	指名停止12月	8~9	指名停止2月
15~16	指名停止9月	6~7	指名停止1月
13~14	指名停止6月	4~5	文書警告
12	指名停止4月	3	文書注意
10~11	指名停止3月	2	11頭注意

点数表(安全管理)

	安全管理状況点数
著しく義務を怠った	4
措置が不適切	3
措置がやや不適切	2

点数表(負傷状況と人数表)

人数	軽傷	中傷	重傷	死亡
3名以上	5	7	9	13
2名	4	6	8	11
1名	3	5	7	9

※微傷は0

※本市の指名停止措置要領による

- (1) 死亡      4~12月      3~12月
  - (2) 負傷      2~6月          1~6月
- 変更

※負傷とは、医師による診断により、治療を要することが明らかである場合。

(「消費者安全法の解釈に関する考え方(消費者庁消費安全課)、

「火薬類取締法の適用を受ける火薬類に係る事故等の定義について(経済産業省)」、「消防白書(総務省消防庁)」による。)

- (1) 死亡とは、初診時において死亡が確認されたもの
- (2) 重傷とは、傷病の程度が3週間以上の入院を必要とするもの
- (3) 中傷とは、傷病の程度が入院を必要とするもので重症に至らないもの
- (4) 軽傷とは傷病の程度が入院加療を必要としないもの
- (5) 微傷とは医師による診断により、治療を必要としないもの

2) 市発注工事での工事関係者の事故(労働基準監督署の指導勧告を受けた場合の措置)

安全管理の状況		負傷等の程度																										
		微傷	0	軽傷1名	3	軽傷2名	4	軽傷3名以上	5	中傷1名	6	中傷2名	7	中傷3名以上	8	重傷1名	9	重傷2名	10	重傷3名以上	11	死亡1名	12	死亡2名	14	死亡3名以上	16	
著しく義務を怠った	4																											
				4		7		8		9		10		11		12		13		14		15		16		18		20
措置が不適切	2		微傷	0	軽傷1名	3	軽傷2名	4	軽傷3名以上	5	中傷1名	6	中傷2名	7	中傷3名以上	8	重傷1名	9	重傷2名	10	重傷3名以上	11	死亡1名	12	死亡2名	14	死亡3名以上	16
				2		5		6		7		8		9		10		11		12		13		14		16		18
措置がやや不適切	1	微傷	0	軽傷1名	3	軽傷2名	4	軽傷3名以上	5	中傷1名	6	中傷2名	7	中傷3名以上	8	重傷1名	9	重傷2名	10	重傷3名以上	11	死亡1名	12	死亡2名	14	死亡3名以上	16	
			1		4		5		6		7		8		9		10		11		12		13		15		17	

指名停止措置要領に基づく標準停止期間

点数	措置	点数	措置
20	指名停止6月	14	指名停止2月
18~19	指名停止5月	11~13	指名停止1月
16~17	指名停止4月	8~10	文書警告
15	指名停止3月	5~7	文書注意
		1~4	口頭注意

点数表(安全管理)

	安全管理状況点数
著しく義務を怠った	4
措置が不適切	2
措置がやや不適切	1

(工事施工範囲内の安全管理のため第三者と変更)

点数表(負傷状況と人数表)

人数	軽傷	中傷	重傷	死亡
3名以上	5	8	11	16
2名	4	7	10	14
1名	3	6	9	12

※微傷は0

※本市の指名停止措置要領による

- (1) 死亡 2~6月 1~6月
  - (2) 負傷 2~3月 1~3月
- 変更

※負傷とは、医師による診断により、治療を要することが明らかである場合。

(「消費者安全法の解釈に関する考え方(消費者庁消費安全課)」、「火薬類取締法の適用を受ける火薬類に係る事故等の定義について(経済産業省)」、「消防白書(総務省消防庁)」による。)

- (1) 死亡とは、初診時において死亡が確認されたもの
- (2) 重傷とは、傷病の程度が3週間以上の入院を必要とするもの
- (3) 中傷とは、傷病の程度が入院を必要とするもので重症に至らないもの
- (4) 軽傷とは傷病の程度が入院加療を必要としないもの
- (5) 微傷とは医師による診断により、治療を必要としないもの

## 指名停止措置要領に基づく標準停止期間

### 1) 市発注工事等での公衆損害事故

安全管理の状況	損害の程度								
				軽度	1	中程度	3	重大	5
著しく義務を怠った	4					5	7	9	
措置が不適切	2		軽度	1	中程度	3	重大	5	
				3	5	7			
措置がやや不適切	1	軽度	1	中程度	3	重大	5		
			2	4	6				

### 指名停止措置要領に基づく標準停止期間 点数表(安全管理)

点数	措置
9	指名停止3月
7~8	指名停止2月
5~6	指名停止1月
4	文書警告
3	文書注意
2	口頭注意

	安全管理状況点数
著しく義務を怠った	4
措置が不適切	2
措置がやや不適切	1

### 点数表(損害程度)

	軽度	中程度	重大
損害	1	3	5

○当該工事等に直接的に関係を有しない第三者の財産に対する損害であって、日常生活、事業活動への影響を与え以下の条件にあてはまるもの。

軽度	公共施設や民家等への損失又は公衆への影響が小さい場合
	ライフラインへの損害〔水道管、ガス管、電気管（線）、電気通信（線）等〕 復旧までに半日以上費やし、被害世帯数が概ね100世帯以下の場合  公共施設への損害 一般交通に影響が少ない（交通安全施設など破損）  民家や事業所等への損害 建物以外（外構、車両などの破損）
中程度	公共施設や民家等への損失又は公衆への影響を与えた場合
	ライフラインへの損害〔水道管、ガス管、電気管（線）、電気通信（線）等〕 復旧までに半日以上費やし、被害世帯数が概ね100世帯未満の場合  公共施設への損害 一般交通に影響が大きい（幹線道路の不通、交通安全施設の機能不能など）  民家や事業所等への損害 建物の破損（重大な場合以外）
重大	公共施設や民家等への多大な損失又は公衆へ深刻な影響を与えた場合
	ライフラインへの損害〔水道管、ガス管、電気管（線）、電気通信（線）等〕 復旧までに半日以上費やし、被害世帯数が概ね100世帯以上の場合  公共施設への損害 公共交通機関が不通（JR・私鉄・バス等）  民家や事業所等への損害 建物の破損で、主体構造、屋根、基礎に影響がある場合

・地下埋設管等については、次のとおりとする。  
著しく安全管理義務を怠ったとは、「事前協議なし」の場合とする。  
安全管理の措置が不適切であるとは、「事前協議あり(埋設箇所が台帳どおり)」の場合とする。  
安全管理の措置がやや不適切であるとは、「事前協議あり(埋設箇所が台帳と違う)」又は「台帳未整備」の場合とする。

※本市の指名停止措置要領による

(3) 損害 2~3月 1~3月